

甲第22号議案

平成28年度沖縄県水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度沖縄県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	那霸市ほか20市町村及び1企業団
(2) 当 年 度 総 給 水 量	151,305 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	415 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	12,269,828 千円
イ 導送取水施設整備事業	5,458,815
ロ 北谷浄水場施設整備事業	4,724,261
ハ 名護浄水場施設整備事業	2,086,752

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水 道 事 業 収 益		29,320,732 千円
第1項 営 業 収 益		16,709,423
第2項 営 業 外 収 益		12,339,319
第3項 特 別 利 益		271,990
	支	出
第1款 水 道 事 業 費 用		29,315,419 千円
第1項 営 業 費 用		27,160,358
第2項 営 業 外 費 用		1,773,746
第3項 特 別 損 失		376,315
第4項 予 備 費		5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,924,482千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額312,892千円、過年度分損益勘定留保資金919,947千円及び減債積立金3,691,643千円で補てんするものとする。）。

收	入
第1款 資本的 収入	14,506,197 千円
第1項 企業債	3,069,000
第2項 国庫補助金	10,200,735
第3項 他会計補助金	562,022
第4項 固定資産売却代金	674,440
支	出
第1款 資本的 支出	19,430,679 千円
第1項 建設改良費	14,978,629
第2項 企業債償還金	4,119,155
第3項 国庫補助金返還金	32,895
第4項 投資	300,000
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
導送取水施設整備事業	平成29年度	5,569,263 千円
西原浄水場施設整備事業	平成29年度	1,219,385 千円
久志浄水場施設整備事業	平成29年度	910,494 千円
名護浄水場施設整備事業	平成29年度	764,907 千円
北谷浄水場施設整備事業	平成29年度から 平成30年度まで	3,350,221 千円
石川浄水場運転管理 業務委託事業	平成29年度から 平成33年度まで	587,270 千円
西原浄水場運転管理 業務委託事業	平成29年度から 平成33年度まで	455,555 千円
西系列取水ポンプ場等 維持管理業務委託事業	平成29年度から 平成33年度まで	257,688 千円
(企業債)		

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
- 2 限 度 額 3,069,000千円
- 3 起債の方法 証券借入又は証券発行

4 利 率 年9%以内

5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用

(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,266,343 千円

(2) 交際費 150 千円

(他会計からの補助金)

第10条 臨時財政特例債等の償還に要する経費等に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、570,314千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1	処分する資産	土 地	旧石川浄水場用地	36,407.14m ² 売払い

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志